神奈川県立歴史博物館
Kanagawa Prefectural Museum of Cultural History

論題	北条氏康書状における特殊な封式について ―横ノ内折と糊付の関連をめぐって―
著者	鳥居和郎
掲載誌	神奈川県立博物館研究報告―人文科学―　第 20 号
ISSN	0910-9730
刊行年月	1994 年（平成 6 年）3 月
判型	JIS-B5（182mm × 257mm）

北条氏康書状における特殊な封式について

―横ノ内折と糊付の関連をめぐって―

鳥居和郎

はじめに

後北条氏関係文書において、今日確認された点数はおよそ三七〇〇余点を数えることができる。[1] この数は戦国大名の中でも多いことで知られる。その豊富な史料をもとに、様々な研究が行なわれ、研究論文の数も他の戦国大名研究に比較して群を抜いているといっても過言ではない。しかし、文書形式、花押そして印判など古文書学的研究は相田二郎氏による成果以降、あまり行なわれていなかった。近年、各地の県史や市史の編纂事業において、原文書の調査を重視し編纂を行なう所もみられ、それにともない多くの古文書学的成果もあげられている。[2]

本稿は、越相同盟に関する北条氏康の書状において、特殊な切断が行なわれた史料二点について述べるものである。これらの史料は、これまで存在は知られていたが、切断箇所については未だ検討が加えられなかった。しかし、これらは、戦国時代の東国における文書の封式に、新たな一例を加える注目すべき史料と思われる。

以下、これらの史料の紹介を行なうとともに、若干の私見を述べさせて頂くこととする。

一、切断のある北条氏康書状

越相同盟とは永禄十一年（一五六八）十二月、甲斐の武田晴信による駿河侵攻を契機として、今川氏と同盟を結ぶ北条氏が武田氏を牽制するため、これまで抗争関係にあった越後の上杉輝虎と和し、結んだ同盟である。

これら越相同盟に関する史料は、北条側では当主氏政、そして家督を譲ったとはいえ依然強い影響力を有し、越相外交の中心人物であった氏康の史料を中心とし、「上杉家文書」を初め諸処に残っている。これら一連の史料の中で注目すべき史料とは、北条氏康の発給になる二点の書状である。これらに共通することは、料紙の奥の下端に方形の切断がなされている点である。料紙の折り方はともに折り目を横に付け、表面を互いに合わせるように折る、いわゆる「横ノ内折」である。

横ノ内折については、すでに相田二郎氏が「古文書料紙の横ノ内折とその封式とに就いて」と題する論考において、折りの名を付けられ、併せて、若干の例外はあるものの戦国時代の東日本に限られる封式とされた。[3] また、同論考において、切断のある横ノ内折についても三例紹介され、[4] 封紙を用いない特殊な封が行なわれたものと

の見解を示めされ、封の仕方についても述べられている。

しかし、本稿において述べる二点の史料は、相田氏が紹介された史料とは、横ノ内折という点では一致するものの、切断箇所、折り方、封の仕方などにおいて異なるものである。

まず、該当する北条氏康書状を紹介する。なお、読点は著者が適宜補った。

〈史料1〉北条氏康書状　　寸法　三四・八×三〇・八㎝

越相和融義(儀)、度ゝ申届処、御同意之由候、本望至極候、殊被対天用院御入魂之由、祝着候、此度以遠山左衛門尉申届間、弥御馳走可為肝要候、次一荷一種進之候、委細左衛門尉可申候、恐ゝ謹言、

三月十三日　　氏康（花押）

小中大蔵少輔殿

この史料は、現在、小田原城天守閣の所蔵になるもので、伝来等、所蔵に至るまでの経緯は不明である。北条氏康が上杉氏家臣の小中大蔵少輔[5]に宛てたものである。内容としては、北条側の使僧である天用院に対する小中の懇意に満足していること、また、引続き北条側の使者である遠山左衛門尉に対しての協力を依頼している。この史料に年代は記されていないものの、越相同盟成立に向けての交渉中の内容から永禄十二年の史料と考えられる。現在は軸装となっているが、幸いなことに料紙の折り方は確認出来る。

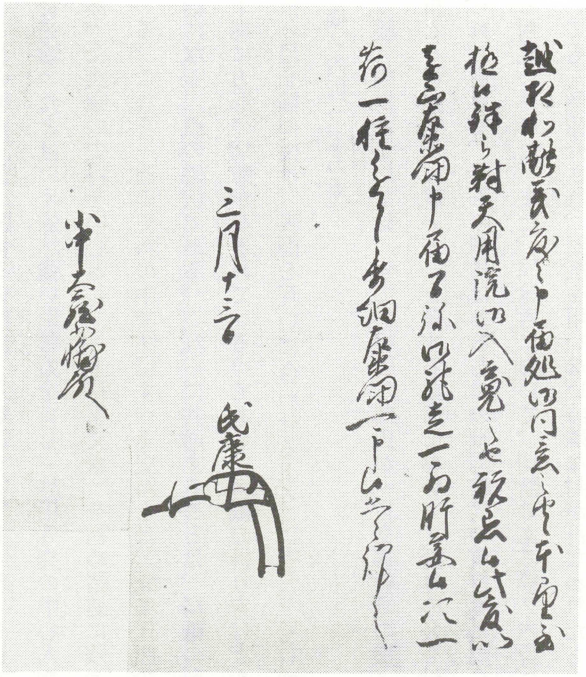

史料１　北条氏康書状（小田原城天守閣所蔵）

〈史料2〉北条氏康書状　　寸法　三五・六×三七・三㎝

去廿五、息三郎於御城中、被遂御祝儀之由、誠以千秋万歳之至、於愚老本望満足不過之候、

近日以使者御祝儀可申展候、氏政者敵陣程
近遂対陣間、此度不及御返事候、非無沙汰候、
軈而以使可申入候、愚老相心得可申達由候、
恐ゝ謹言、

五月十二日　　氏康（花押）

山内殿

この史料は、近年、上杉家が米沢市に寄贈した「上杉家文書」に含まれるものである。北条氏康が上杉輝虎に宛てたもので、内容としては、越相同盟により北条氏側の人質として赴いた氏康の息子三郎が、四月二十五日に越後国春日山城内において上杉輝虎の養子となったことが氏康に伝えられ、その事に対しての返事である。現状は裏打ちが施され、折り方も変わっているが、当初の折りの確認は可能である。

次に、それぞれの折り順を述べてみる。ここでは、折り方のみを記し、封については後で述べることとする。また、折り順を説明する際、切断箇所は存在するものとして行なった。

〈史料1〉（図1参照）

① 料紙の天地の長さの中央に、折り目を横にして、料紙の表を互いに合わせるように一回折る。

② ①の折りの時、出来た折り目を上にし、横幅の中央の位置に、縦の折り目を付けるように手前に向けて一回折る。

③ ②の時の折り目を右側にし、もう一度縦に折り目をつけ、等分に一回折る。

④ ③の折り目を向こう側にし（料紙の奥がある面を下にして）、手前より巻くようにほぼ等分に三つ折にする（折り目は二つ）。

〈史料2〉（図2参照）

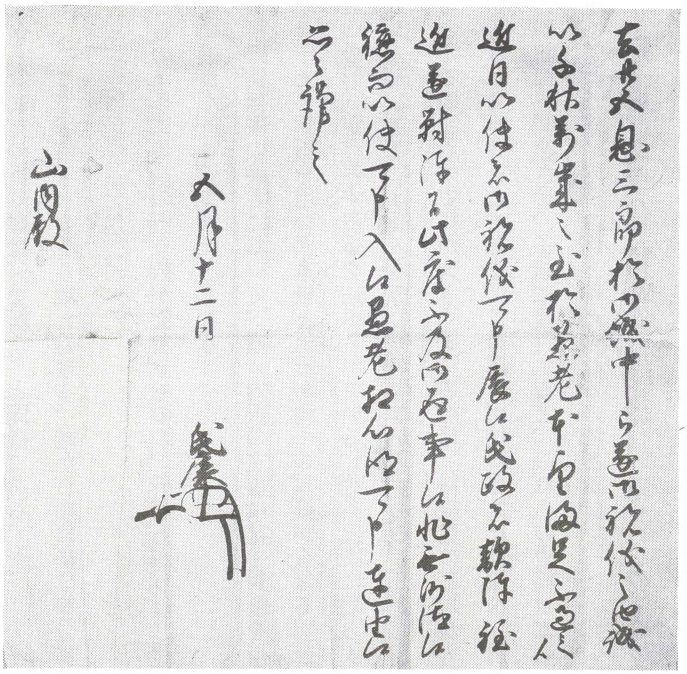

史料2　北条氏康書状（米沢市所蔵）

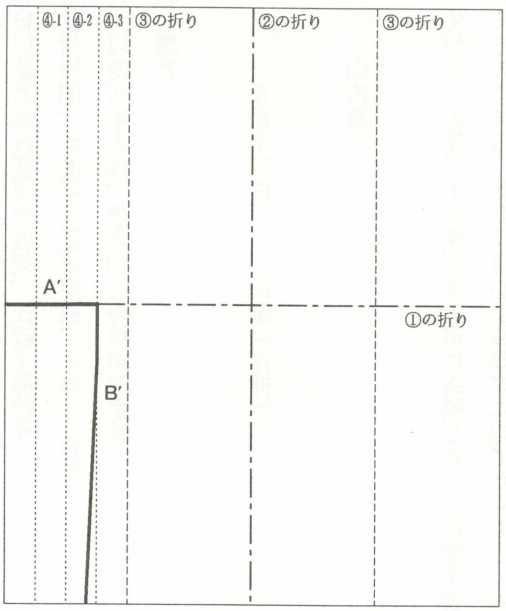

図2　史料2の折りの順と切断箇所

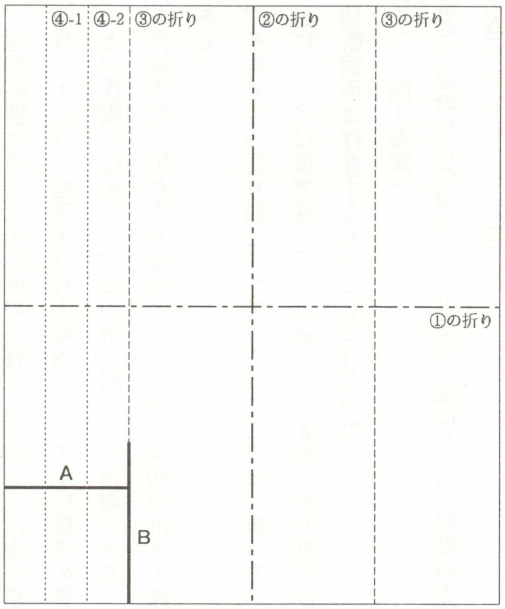

図1　史料1の折りの順と切断箇所

①から③までの折り順は〈史料1〉と同様である。

④　ここは〈史料1〉の折り数と異なる。端から順にほぼ等分に四つに折る（折り目は三つ）。

このように最後の折り数が異なるものの、折りあがりは二点とも縦に細長く折り畳まれた形となる。

相田氏は先の論考において[6]、横ノ内折の文書には「封紙を用いる場合」と「封紙を用いず本紙と封紙が同一の料紙からなる場合」の二つの形式が存在する事を述べられている。北条氏康に限らず、北条氏一族の文書には横ノ内折の例が少なからずある。しかし、それらと、この二点の史料が大きく異なる点は、料紙奥の下端が方形に切断されていることである。この部分が切断された理由を、折り順と切断線を関連させ、子細に検討すると、これらの史料は本紙と封紙を兼ねた横ノ内折の例と考えられるのである。

また、相田氏は切断された横ノ内折について、「この特殊の封式は糊を付けたものではないかとも思われるが、判然としない」と「糊付」の可能性を推測された[7]。

「糊付」とは戦国期の文書にしばしば見られる文言で、糊を使用した封であることは勿論としても、実際にどのような折り方で、どのように封を行ったかは不明であった。また、糊付は封式としてある程度定型化されていた切封や結封などとは異なり、定まった形式がなかったものと思われる。その事が余計に糊付をわからなくしたものとも思える。本稿で述べるところの北条氏康書状は、糊付の一

つの形式として確認できる史料といえよう。

二、北条氏康書状における封式

二点の北条氏康の書状が、本紙と封紙を兼ねた形式の横ノ内折であり、しかも「糊付」の封が行なわれたものとしたが、まず、切断部分が封としてどのように機能したものか述べることとする。

〈史料1〉における料紙の切断は（図1参照）、A方向とB方向の二回により行なわれているが、どちらの切断を先に行なったものであろうか。史料の写真をコピー機で複写し、切り取られた部分が存在する形を作り、先に述べた順で折り、二つの切断線の中から、封のために必要な切断線を考えると、A方向の切断により封が行ない得ることがわかった。

折り順④の三つ折りの後、封として利用する部分を作るため、一旦、折ったものを再び広げ（③の状態に戻す、もしくは、②まで戻した方のが切り込みは入れ易い）、料紙奥の下にあたる面に切り込みを入れる。その長さは③の折りの時に付いた折り目までとする。切り込みを入れた後、もう一度④の折りを行なうが、この時、封に利用する部分は残したまま行なう。最後に、残しておいた封の部分で巻き込むように包み、封が出来上がる（図3参照）。

〈史料2〉については、最後が四つ折り（折り目が三つ）、そしてA′の位置が異なることを除けば、その方法はほぼ同様である（図2参照）。

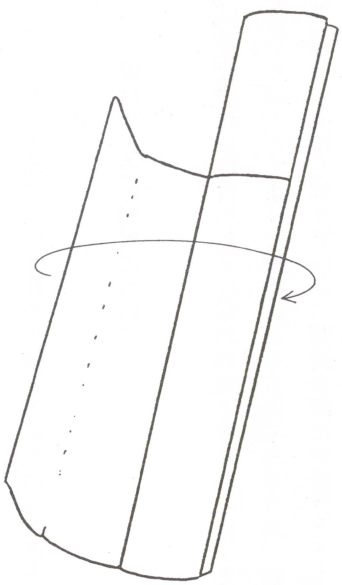

図3　史料1の封

また、二点の史料を比較すると、封のための横向きの切断（AおよびA′）の位置に違いがある。これは宛所の位置との関係によるものである。宛所は、発給者が受給者に示す敬意の程度により、日付を基準としその位置は上下する。〈史料1〉の場合、氏康と小中においては、当然、小中は下位となり、宛所の位置は下がる。そのため名前に切り込みがかからぬようAの位置も下方よりとなり、封の部分は天地の長さが短くなる。

〈史料2〉の場合、上杉家当主に対する敬意のため、また、文字数が少ないということもあり、宛所は料紙の上半分に納まる。従って、A′は天地の中央で入れることが出来、本紙部と封紙部の寸法が等しく、完全に包み込む形の封となるのである。

〈史料1〉の場合も〈史料2〉と同じ位置で切断を行えば、同様

の封が可能となるが、先に述べた理由により敢えて行なわなかったものと考えられる。勿論、どちらの封であっても内容を窺うことは不可能である。

また、封の端はそのままであると開いてしまうため、当然、止める配慮はなされたものであろう。切封のように端に紙紐を作り、巻き止める方法もあろうかと思われるが、結論としてこの方法は用いていない。なぜならば、切封とするならば、紐の幅はわずかであり、BおよびB′のような幅の広い切断は不要であるし、当然、開封の際にもこのような切断は有り得ない。

すると、それ以外の適当な方法としては、封の端に糊を付けることが考えられる。これがいわゆる「糊付」と称される封であろう。

糊付の文言が使用される後北条氏関係文書を、『神奈川史』等より探してみると、次の史料を確認することが出来る。勿論、これらの「糊付」には氏康の書状と同様の切断が行なわれているということではない。「　」内は該当部分の抜粋である。また、（　）は著者が補ったものである。

（一）山吉豊守条書案[8]　永禄十二年四月二十三日〔上杉家文書〕

山吉豊守より遠山左衛門尉あて

「従御父子（北条氏康・氏政）之御糊付」

（二）北条氏康カ条書[9]　永禄十二年四月頃〔伊佐早文書〕

北条氏康カより上杉輝虎カあて

「遠路口上難届存ニ付而、捨思慮、以糊付申入候、御存分、糊付之御返答、可為本望事」

（三）北条氏康書状[10]　永禄十二年十二月八日〔山吉氏所蔵文書〕

北条氏康より由良成繁あて

「従山吉方、其方へ糊付之一札、先以本望候」

（四）遠山康光書状[11]　永禄十三年二月六日〔上杉家文書〕

遠山康光より由良成繁あて

「御状両通（従小田原御状）糊付共ニ」

このように、糊付という文言が使用されているが、ことさら「糊付」と断わっているところが注目される。他の封式にこのような例を見ないことから、糊付には何か特別の必要性があったものと思われる。

また、これらはいずれも〈資料1・2〉と同様に越相同盟に関連する史料であるが、これは偶然の一致であろうか。この外交交渉と「糊付」に何らかの関連を求めたいが、論ずるに足りる充分な資料を持たないので、本稿では可能性を指摘するに止めることとする。

三、「糊付」とその開封について

二点の氏康書状に糊付の封が行なわれたとするならば、その痕跡が残らないのは、どのような理由によるものであろうか。結論からいえば、糊付の痕跡を残す箇所が、開封の際に封全体とともに本紙から切り離されてしまったためである。[12]

氏康の書状が、封の端に糊をつけた「糊付」の封であると想定し、その開封の方法について述べてみる。繰り返す事となるが、まず二方向の切断線を整理してみる。

横向きの切断（A・A′）は封の部分を作るため、発給側があらかじめ切断したものである。必要な長さに過不足なく刃を入れるなど、切り方には注意深さが感じられる。また、切断は鋏を用いているためであろうか、小刻みの切断の連続のように感じられる。

それに対し、縦向きの切断線（B・B′）は開封時に行なったものである。「糊付」の封は、開封のためには糊付けを剥さなくてはならない、しかし、糊付けされたものを剥す事は容易ではない。そのため刃物を使用するのはごく自然の発想である。切断線（B・B′）が折り目に沿っていることにも留意する必要がある。折り畳まれた文書を一周巻くように包んだ封の先端部分は、封の本紙よりの部分で糊付けされている。その近くの折り目に小型の刃物を差し込んでいくと、糊付けされた箇所を剥すことなく開封することが出来るのである（図4参照）。〈史料1〉（図1）のBに見られる、必要以上に深い切り込は、この方法で開封を行なったことを示すものである。つまり、封の下より刃物を差込み、切り開いた時、封が部分的であるため、封の切断終了後、刃を止めべきところを切り過ぎたものと思われる。

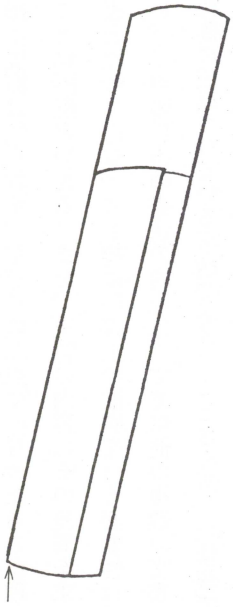

図4　史料1の封の糊をつけた側と刃を入れる位置（矢印）

また、〈史料2〉（図2）の切断線B′も、直線的ではあるが斜めに入っていることも、切断の方法を特徴づけている。

このように、両史料とも封のための切断（A・A′）には注意深さが感じられるが、開封のための切断（B・B′）は直線的であるが、刃の進め方に注意深さが感じられないなど、切断の目的と使用する刃物の違いから共通の傾向があることが見てとれるのである。

四、氏康の書状にみられる「糊付」とその目的について

「糊付」は、他の封式とは異なり、特別の意味を持って使われていた。それは何によるものであろうか。他の封式と比較して、内容の守秘性に優れることは論を待たない。すると防諜上の目的を持って用いられたのであろうか。

本稿で述べた二点の「糊付」は、いずれも北条氏康の書状である。氏康は防諜上の理由からか、他の戦国大名には例がない程、数年毎に花押の形に微妙な変化を加えていた。「糊付」の使用も氏康の用心深さをうかがわせるのに充分なものがある。しかし、防諜上の有用性という視点のみで、この封式を語るのは充分とはいえない。

現存する越相外交に関する他の氏康の書状をみても、同様の切断を持つ史料は見られず、なぜこの二点に行なったものか理由を求めることは困難といえる。また、史料の内容にその差異を求め、他の文書と比較を行なっても特に防諜上の配慮を行う必要性は感じられない。二点の氏康の書状の内容は、すでに他の複数の文書において上杉側に伝達されている事柄であり、ことさら新しい情報ではない。

〈史料1〉の内容で防諜上の必要があるとするならば、使者である天用院と遠山の名前であろうか。しかし、遠山が越後への使者を勤めることは、すでに二月二日に遠山康英が上杉氏の家臣である松本、河田、上野の三人に宛てた文書などにより[13]、また天用院の名は、二月六日の氏康の書状[14]にみられ、以後二人の名前は、越相同盟に関する多くの史料に登場し、周知の事であった。

また、〈史料2〉には三郎の養子の件が記されるが、この件も越相同盟の条件として周知の事であった。しかも永禄十三年三月二十六日の北条氏康・同氏政連署条書[15]により、この件が敵国である武田氏側にも知られていることがわかる。この史料を次に示すが、長文に及ぶため関係箇所とし、他は割愛する。

（前略）

一 三郎、来五日、無風雨之嫌、當地可致発足事、

付、彼日取流布候間、其砌信玄出張無心元存候、畢竟利根川端迄、此方送随分堅固ニ可申付候、（以下略）・・・・

（後略）

このように、この史料からおよそ二ヶ月後の五月十二日に記された氏康の書状（史料1）において、ことさら機密保持に務める必要もないように思える。

また、防諜上の目的を重視するならば、「糊付」ではなく、他の手段に依っていた事を知ることができる。先に糊付の文言の使用例であげた北条氏康カ条書[16]は、実際に糊付が行なわれた史料である。文書の後半部が欠失しているが、越相同盟に関する内容より永禄十二年四月中に記されたことがわかる。その前文に興味深いことが記されている。史料は長文に及ぶため、やはり関係箇所のみとする。

条目

遠路口上難届存ニ付而、捨思慮、以糊付申入候、御存分、糊付之御返答、可為本望事、

（後略）

このように、この史料は「糊付」であることがわかる。また、後半部は欠失しているが、さらに数枚の紙を継いでいる事と思われる。本稿で紹介した二点の氏康書状と比較しても、料紙の形態、折り方、封式などは当然異なるところから「糊付」には多様な形式があったことがわかる。

また、後略の部分に越相同盟の交渉内容が記されており、〈史料1・2〉と比較して、防諜上の措置を行なう要素は高いといえる。そのため、史料の前文には、「口上で伝えることであろうが、遠路で届き難いので糊付にした」という意味の事が記されている。「口上」の文言も戦国期の史料には多く見ることが出来る。重要な内容は文書に記さず、使者が口頭で伝達することが一般的に行なわれたものであろう。しかし、この史料の場合は誤伝を恐れ、敢えて文書にしたようである。

つまり、防諜対策として考えるならば、次善の策として「糊付」を行っていることがわかる。

むすびにかえて

「糊付」の封が行なわれていたと推測できる、二点の北条氏康の書状を中心として、これまでほとんど論じられることのなかった「糊付」について述べてみた。現存する史料が少ないため[17]、充分な検討を行ない得たものか、甚だ心許ないものがある。しかし、本稿で述べた氏康の書状を「糊付」とすることには大過はないと思われる。

戦国期に限らず、東国と西国の文化は比較される事が多い。文書形式に例を求めても、料紙の形、折り方、封式など諸処に差異を指摘することができる。本稿で述べた切断のある氏康の書状も、「竪切紙」、「横ノ内折」、「本紙と封紙が同一紙」など様々な点で東国的様式が色濃いものである。このような地方性のある文書形式は、様々な要素を背景として形成されたことと思われる。本稿で述べた氏康の書状にみられる「糊付」も、「越相外交下で使用された糊付」というような限定が必要であるかもしれない。

当初、この封はその守秘性により用いられたという印象があった。しかし、文書の内容を検討すると、必ずしもそのことが求められたものとは思えず、他の要素も考慮に入れる必要を感じたのである。これらの書状は本紙と封紙を同一とし、開封後、文書に欠失部を作るなど、書札礼の見地からも極めて薄礼であるといえる。北条氏より上杉氏への依頼という形で始まった、越相同盟の外交文書として見た場合、この封式の使用には、すでに、儀礼的要素を省き、親密な関係が成立しつつあることを想像させるものがある。

このことで、思い出されるのが、大永五年卯月二十日とされる、北条氏綱が輝虎の父長尾為景にあてた書状である[18]。前年より、氏綱は外交政策上、為景に接近を行い、度々書状を送っていた。卯月二十日以前に氏綱が為景に宛てた書状の宛名は、「謹上 長尾信濃守殿」、「謹上 長尾信濃守殿 御宿所」、「長尾信濃守殿 御宿所」などのように上所や脇付を付け充分に敬意を示していたが、この書状より、宛名は「為へ」、差出書は「岡」とのみ簡略に記すようになったのである。

内容としては樧（酒樽のこと）五荷と酒の肴を送ったことを知ら

せるものである。宛名と差出書の名をこの様に変えるのは、防諜上という目的もあろうが、この場合、内容的にもその必要はない。また、これ以降、氏綱が為景に送った書状[19]には同様に記されるようになったところをみると、親近感を演出するような意図があったものと思われる。勿論、為景が先に用いた可能性もあるが、今日、氏綱に宛てた為景の書状が残っていないのでわからない。しかし、双方にこの雰囲気を許容するものがあったことは事実であろう。

これらのことから、本稿で述べた氏康の書状は守秘性もさることながら、この手軽な封式による書状の遣りとりを通して行なわれた、「親近感の具現化」といった効用にも、少なからぬ目的があったかも知れない。

付記

小論の作成にあたり、史料調査に際しては上杉隆憲氏、山田武雄氏、上杉虎雄氏、小田原城天守閣、小田原市史編さん室、川匂神社、二宮町史編さん係の方々に大変お世話になった。そして、藤木久志氏には多くのご教示を賜わった。また、使用した写真は井上久美子氏のお世話になった。これら多くの方々に対し心より御礼を申し上げます。

註

(1) 下山治久編「改定 後北条氏編年文書目録」『藤沢市史研究』第21号所収

(2)『新潟県史』資料編は、個々の史料に詳細な古文書学的データを付け、資料集として理想的な姿を示した。『小田原市史』史料編も、可能な限り原文書にあたり編纂を行なった。その過程において、山口博氏は北条五代の花押の編年を行い、年未詳文書の年代比定に大きな成果をあげた。

(3)『歴史地理』第七八巻、第二・五号所収、一九四一年。近年『日本古文書学論集』二、総論Ⅱ「古文書の様式的研究」において復刻された。また、例外として横ノ内折が行なわれている文書は、天正年間の史料と推定される、肥前松浦郡の住人である波多鎮の書状である。

(4) 相田氏が図版をもって紹介された三例は次の通りである。

① 田村清顕書状〔結城白川文書〕(年未詳)正月二七日
料紙奥の上と下の端にそれぞれ方形の切断がある。

② 松平親乗書状 (弘治三年カ)八月九日
料紙奥の上端に方形の切断がある。

③ 波多鎮書状 (天正年間カ)十月六日
料紙袖の上と下の端に変則的な方形の切断がある。

(5) 小中大蔵少輔は、越相外交の初期の史料である永禄十一年十二月二十四日付の秀仙(山崎専柳斎)・北条高定連署書状(『神奈川県史』資料編3 古代・中世三下、七六四八号文書)の宛所に、終

始、上杉側の窓口であった河田重親、松本景繁らと並記されるので、小中も北条氏に対する上杉側の外交担当の一人であったと思われる。また、『群馬県史』通史編3には小中のことを小中家成と記し、河田、松本らとともに「沼田三人衆」として越相外交の上杉側の窓口であったとする。

しかし、永禄十二年二月二日付の遠山康英条書（『新潟県史』資料編3 中世一、四九三号文書）の宛所には、河田、松本、そして、小中に代わって上野中務少輔の名がみられ、以降の関係史料では、河田、松本、上野の三人が上杉側の外交担当として登場することになる。

小中大蔵少輔の実名を、『神奈川県史』、『群馬県史』などは家成とし、また、同書や『新潟県史』は上野中務少輔の実名も同じ家成とする。『群馬県史』の「沼田三人衆」の記述についても、他書には河田、松本、上野をあげるものもあり、これらのことを勘案すると、小中と上野はあたかも同一人物のごとき印象がある。

しかし、上杉側の窓口が河田、松本、上野に定まったと思われる後の永禄十二年三月十三日の北条氏康書状（史料1）において、再び越相外交に関連して小中大蔵少輔の名が登場してくる。永禄九年十月十三日の上杉輝虎書状写（『大日本古文書』家わけ十二ノ三「上杉家文書」二九八―（九四）号には、小中大蔵丞が河田重親、新発田右衛門大夫らと上野国に在陣していたことが記される。このことに関連して、永禄八年正月八日の上杉輝虎書状（『神奈川史』史料編3 三下、七四二五号文書）には、松本、河田、そして、小中大蔵少輔、新発田右衛門大夫、小国刑部少輔の沼田城在陣が記され、これらの事から小中大蔵丞と小中大蔵少輔は同一人物であることがわかる。

また、年末詳の三月十七日の小中大蔵少輔宛の上杉輝虎書状写（『大日本古文書』「上杉家文書」二九八―（九三）号文書）には、「弟之彦兵衛尉」とあるが、この事に関連して、天正五年の上杉家家中名字尽手本（『新潟県史』資料編3 中世一、八八六号文書）には、小中彦兵衛尉の名が見られることから、永禄から天正にかけ「小中大蔵少輔」が存在していたことがわかる。さらに、やや性格が異なる資料ではあるが、江戸時代初期に編纂された『上杉家御年譜』の永禄年間の記述には、上野（中務少輔、家成などと表記あり）と小中（大蔵允、大蔵、大蔵助などと表記あり）の名前がみられる。これらの事から、小中と上野は同時期に存在していたことがうかがわれ、両者を同一人物とすることはやや不自然と思われる。

（6）前掲（3）

（7）前掲（3）

（8）『神奈川県史』資料編3 三下、七七四四号文書

（9）『小田原市史』史料編 中世Ⅱ、八二〇号文書

（10）『小田原市史』史料編 中世Ⅱ、九二二号文書

（11）『新潟県史』資料編3 中世一、九九号文書

(12) 糊付の形式が具体的に伝わらなかったのは、糊付の痕跡が残らなかったためと思われるが、それ以外の理由として、糊付の封に定まった形式がなかったためではなかろうか。そのため定形化された封式として伝わらなかったのではなかろうか。註（9）であげた史料は「糊付」である。写真で確認を行なうと後半を欠失しているが、現存する部分も料紙を継いでおり、本稿で述べた二例とは自ずと折り方等が異なる。

また、『新潟県史』資料編3 中世一、四六五号文書の注によると、永禄十二年三月七日付北条氏政書状（上杉家文書）は料紙裏面の天地に糊付の痕があると記すが、封との関連については触れていない。「糊付」の糊の痕であるか、後世、何らかの理由で付けられたものか、現在、実見することが叶わないので断定はし難いが、糊付の封であるとしても、氏康書状に見られるような切断は行なわれていない。

(13) 永禄十二年二月二日付の遠山康英条書（『神奈川県史』資料編3 三下、七六七三号文書）によると、遠山康英は上杉氏の家臣である松本石見守、河田伯耆守、上野中務少輔に宛て、遠山父子が使者として永禄十二年二月十六、七日に上野国金山城まで赴くことを記す。

また、同年二月七日付の由良成繁書状案写（『神奈川県史』資料編3 三下、七六八〇号文書）によると、由良成繁は、氏康と氏政の誓詞を遠山父子が持参することを、松本、河田、上野の三人に伝えている。

さらに、同年三月七日付の二点の北条氏政書状（『小田原市史』史料編 中世Ⅱ、七九五・七九六号文書）においては、氏政が上杉輝虎や河田伯耆守、上野中務少輔に対して、遠山康光が使者として赴くことを記している。

(14) 北条氏康書状『小田原市史』史料編 中世Ⅱ、七七五号文書

(15) 北条氏康・同氏政連署条書『小田原市史』史料編 中世Ⅱ、九五〇号文書

(16) 前掲（9）

(17) 菅見の限りにおいて、あきらかに糊付であることが確定出来る文書は、前掲（9）の文書である。しかし、当初の形態を損ねているため封の形を知ることは不可能である。そして、本稿で述べた二例も糊付とすることが出来よう。

また、相模二宮である川匂神社には、本稿で述べた史料と同様の箇所に切断のある北条家朱印状（「禄壽応隠」印）が存在する。同社には現在四点の北条家朱印状を所蔵するが、その中の年未詳六月十一日付の史料（『神奈川県史』資料編3 三下、八一〇一号文書）である。

内容としては、着到の内容を確認したものである。折り方は、印判の印移りにより、奥から袖に向かって順に折られていたことがわかる。また、袖の汚れの大きいことも、この事を裏付ける。氏康の書状と同様の切断があるが、文書の折り方から考えると、

封に使用する部分を内側に折っているため、切断部が封として利用された可能性はない。

しかしながら、氏康書状の例と同様に、折り目に合わせて切断されていること。また、宛所の切断の例と考えるならば、史料には同社宮司家の姓である二見という文字が残ることなど、切断の目的は不明であるが、同様の切断箇所を有する史料として報告を行なうにとどめる。

(18) 北条氏綱書状 『小田原市史』史料編 中世Ⅱ、六七号文書

追而啓、到来之間、榼五荷并両種進之候、雖左道至候、遠路之儀一入ニ可有御賞翫候、恐ゝ謹言

卯月廿日　　岡□（黒印・印文「郡」）

為へ

＊為とは為景のこと、また、岡とは綱の字の旁で氏綱のことと考えられる

(19) (大永五年) 五月十八日付の二点の北条氏綱書状、『小田原市史』史料編 中世Ⅱ、六八・六九号文書